

加美町新庁舎建設委員会からの意見

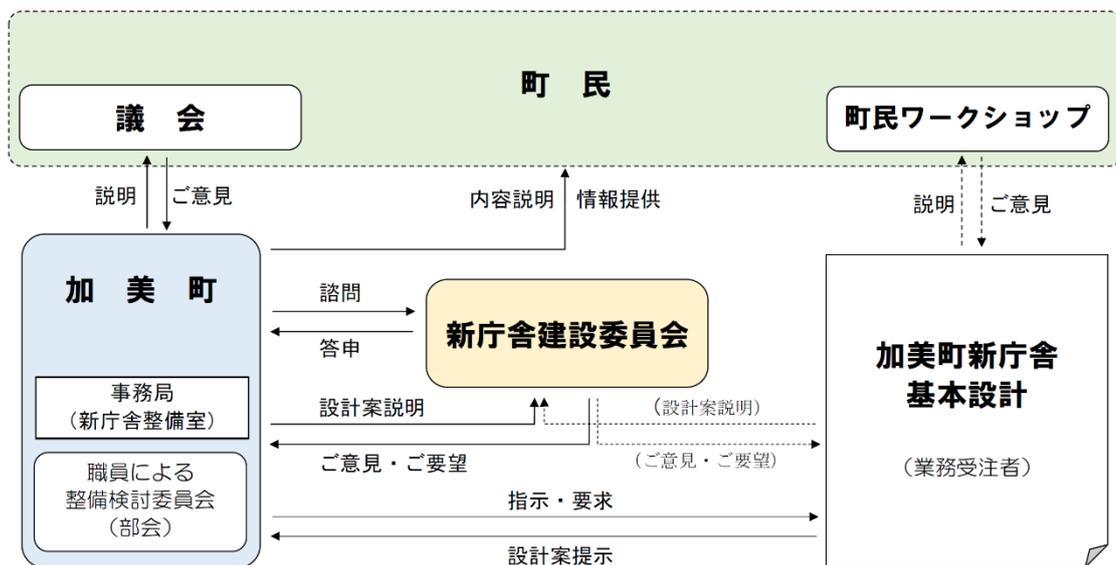
令和6年7月31日

加美町新庁舎建設委員会 事務局

1 加美町新庁舎建設委員会の概要

(1) 位置付け

加美町新庁舎建設委員会については、加美町新庁舎建設委員会条例（平成22年5月24日条例第14号）により、地方自治法第138条の4第3項の規定に基づき、加美町新庁舎建設委員会を置く、とされており、町長の諮問に応じ、加美町の新庁舎建設に関する事項について調査及び審議するものとされている。



(2) 組織等

委員は、次に掲げる者のうちから町長が委嘱する、とされており、委員20人以内をもって組織する、とされている。また、委員の任期は、庁舎の建設が完了したときまでとなっている。

- 学識経験を有する者
- 公共的団体の役員又は職員
- 公募による町民

なお、令和6年7月現在の委員の人数は、定数上限と同じ20名である。委員の構成は以下のとおりである。

- 学識経験を有する者 3名
- 公共的団体の役員又は職員 9名
- 公募による町民 8名
- 計 20名

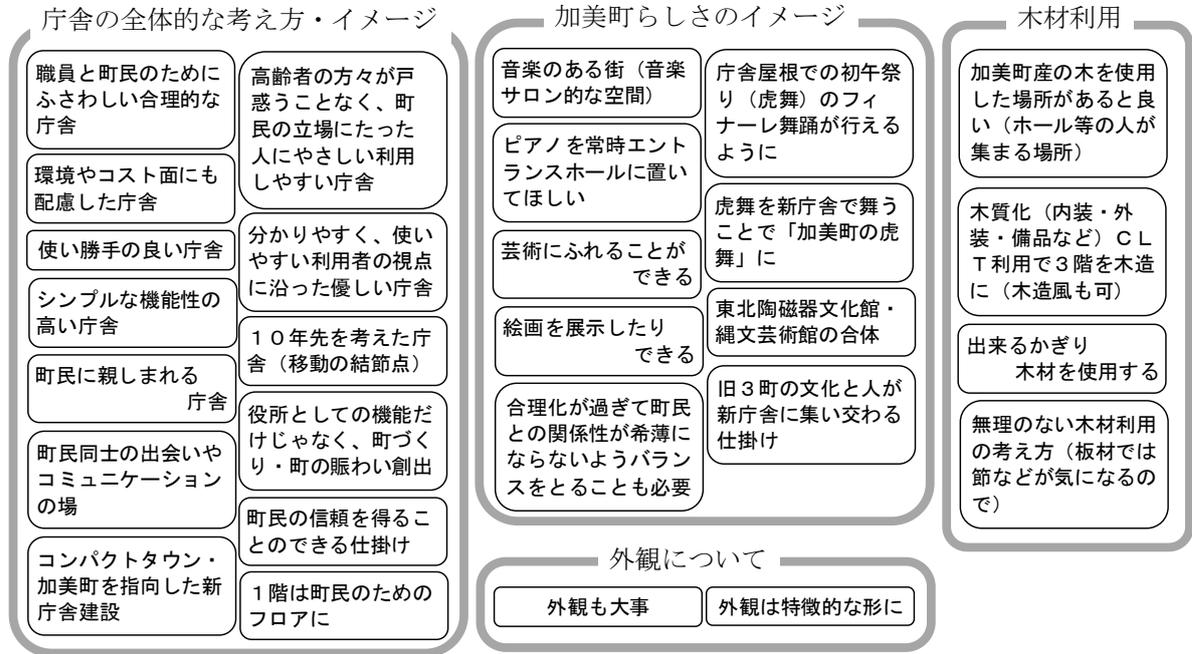
2 新庁舎の整備に対する意見のとりまとめ方法

公募型プロポーザルの実施にあたり、町が作成する基本的方針に、新庁舎建設委員会の考えや思いを反映させるため、「新庁舎整備に関するご意見やアイデア、要望等の募集について」の調査を実施した。

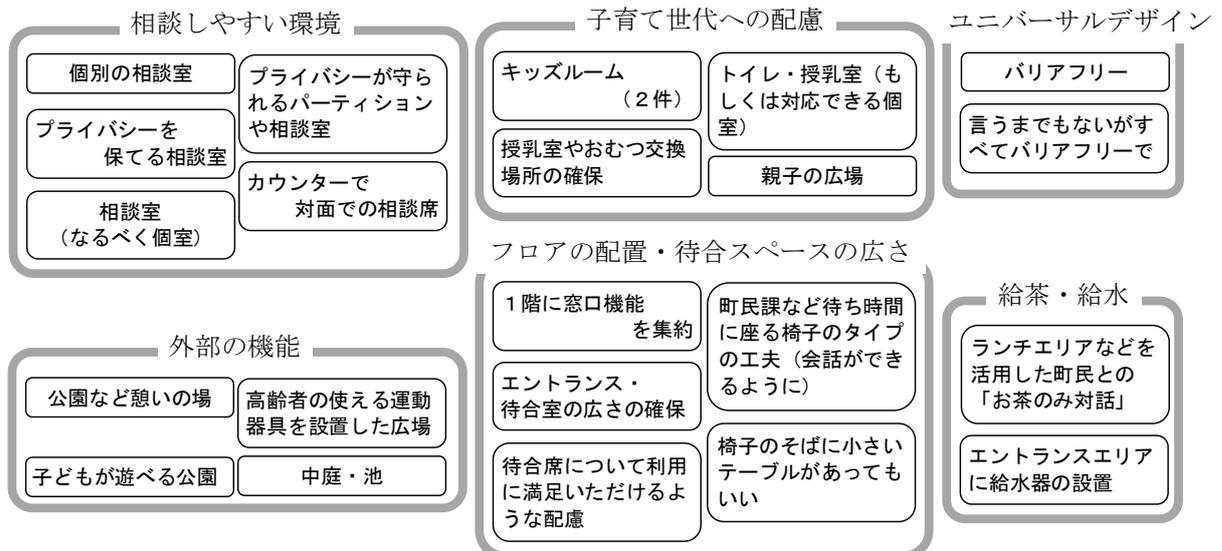
- ・令和6年7月23日（火曜日）に、委員（学識経験者を除く）17名に意見やアイデア等を自由記述形式で提出するよう依頼した。
- ・26日（金曜日）までの期限で依頼し、15名の委員から回答があった。
- ・令和6年7月31日（水曜日）に新庁舎建設委員会を開催し、回答内容をもとにした意見の提出について議論、検討を実施した。
その結果、新庁舎建設委員会の意見としては、それぞれの委員から出た意見を、分野別に集約し整理した形で、それぞれの委員の声として表明することと決定した。
- ・それぞれの委員の意見を掲載しているため、類似・重複する内容が記載されていることがある。また、これらの意見全てを実現させるよう要求するものではないこと、コスト上の制約や、町の方針との相違により実現できない内容があることも理解したうえで、それらの意見を含めて記載している。

3 新庁舎の整備に対する意見

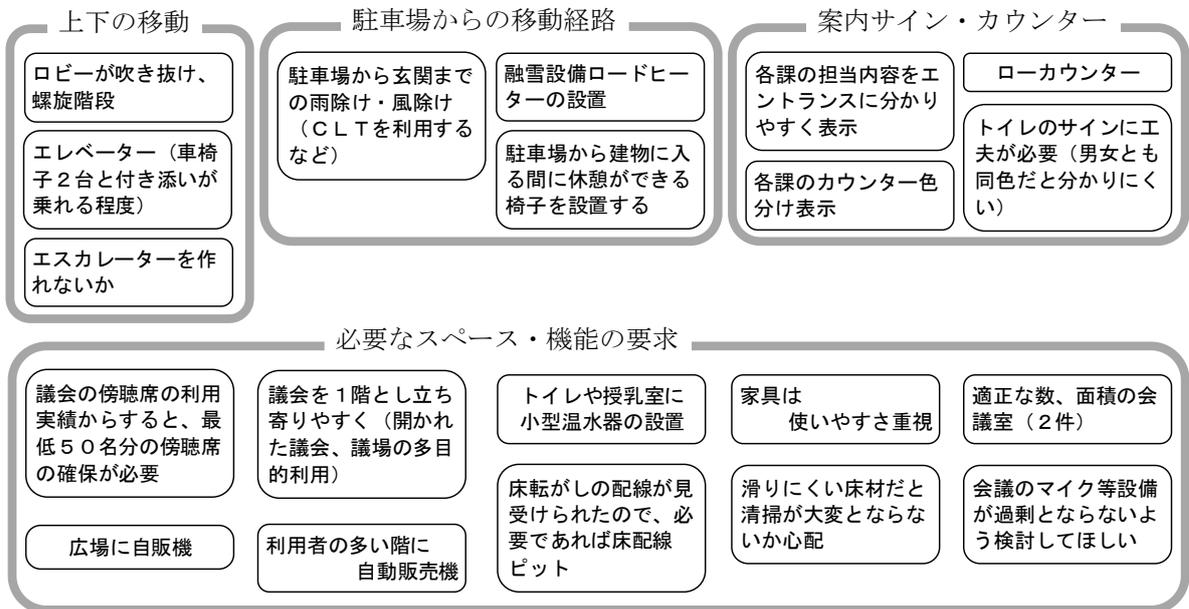
全体的な考え方・イメージについての意見



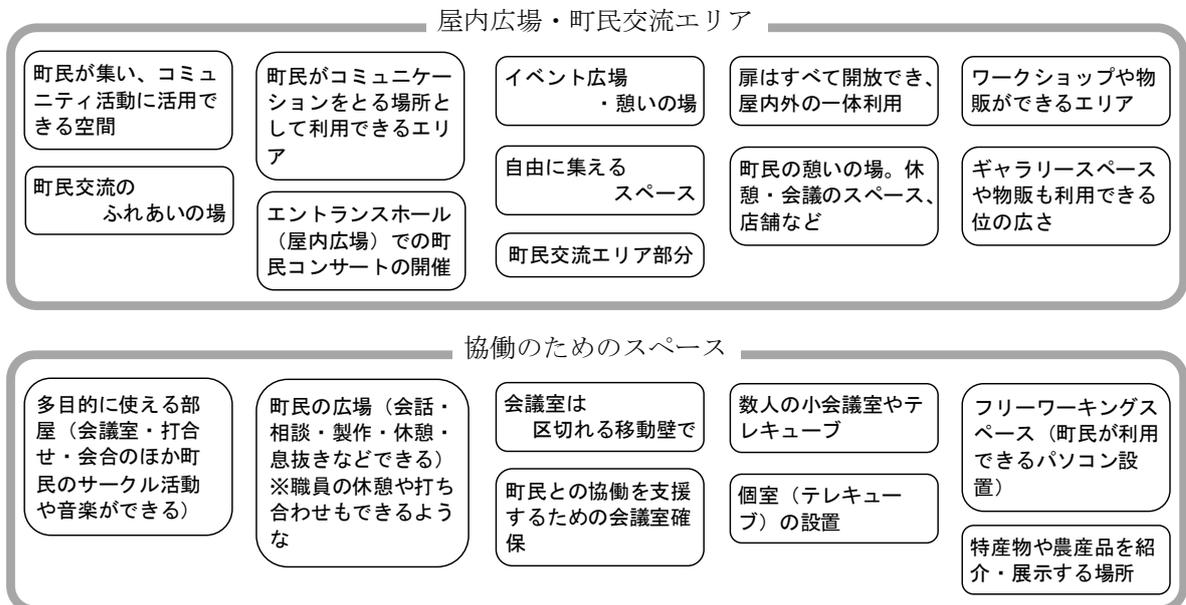
来客・利用者のためにあるといいと思う機能



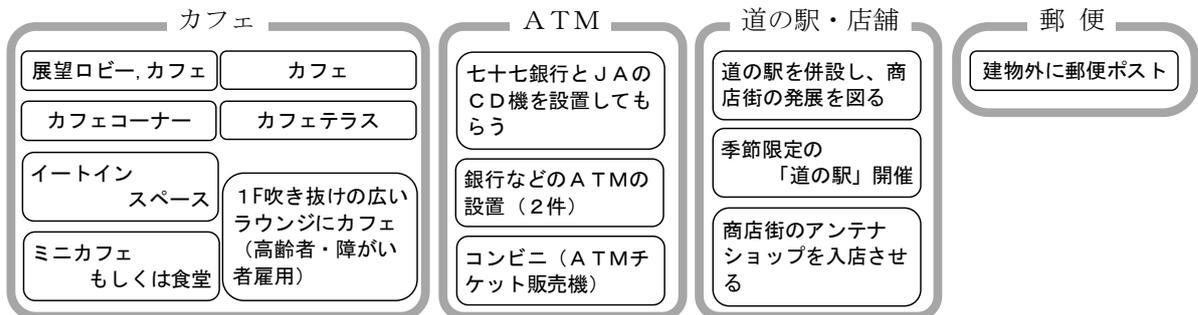
庁舎内の移動方法、建物の機能について



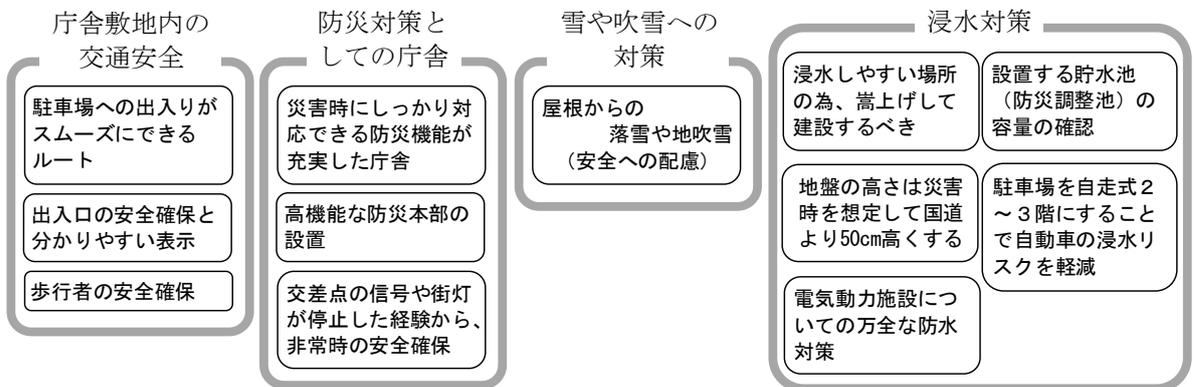
会議室や町民ホールなど交流や協働のための機能



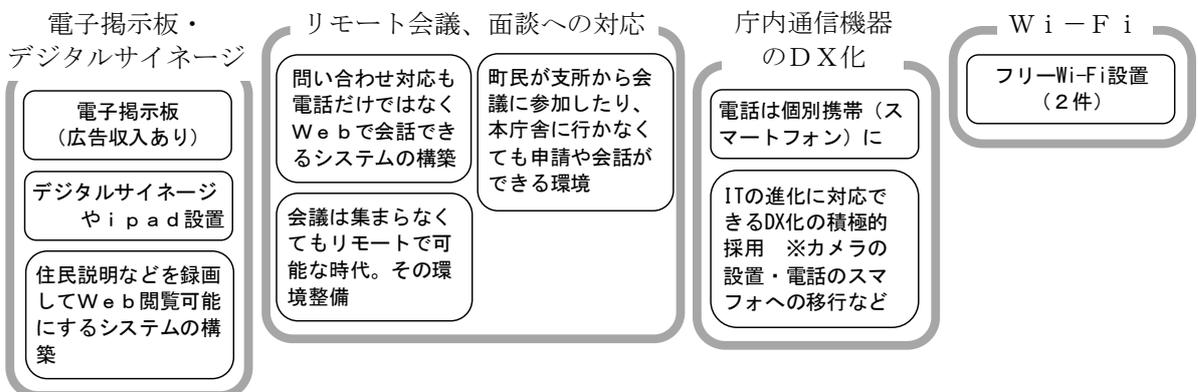
役場本来の機能ではないが、あると便利な機能



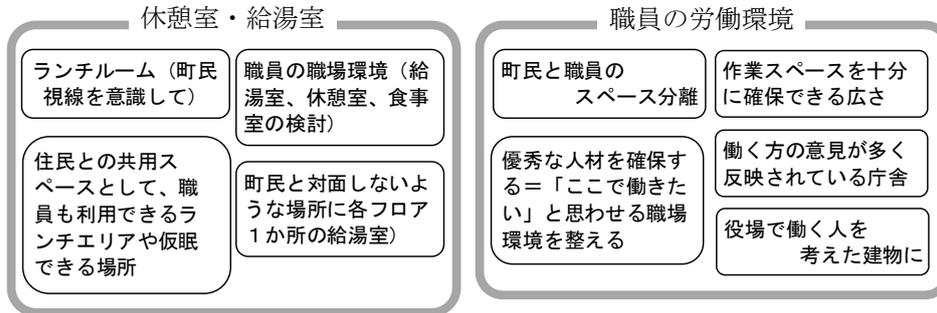
防災・安全について



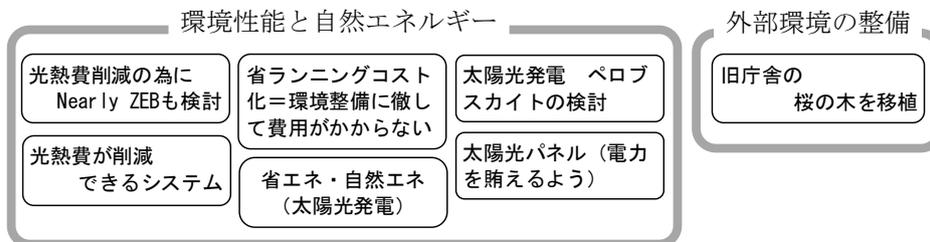
I T化・D Xについて



職場環境について



環境・省エネについて



庁舎の課題だけではない、行政の運営上の課題

